

人権に関する主な相談窓口 ※相談対応の開設日時は各機関にお問い合わせください

	相談窓口	相談機関	電話番号等
全般	みんなの人権110番	法務省全国共通人権相談ダイヤル	☎ 0570-003-110
	人権相談	人権擁護委員（下段参照）	☎ 0466-50-3501
子ども	いじめ相談ホットライン	藤沢市教育指導課	☎ 0466-25-2500
	児童虐待相談	藤沢市こども家庭センター	☎ 0466-50-3569
	学校生活や学校教育に関する電話相談	藤沢市学校教育相談センター	☎ 0466-50-3550
		藤沢市教育指導課	☎ 0466-50-3559
	24時間子どもSOSダイヤル		☎ 0120-0-78310
	中高生SNS相談@かながわ	神奈川県立総合教育センター	LINE ID: @619evfcw 
	児童相談所虐待対応ダイヤル	お近くの児童相談所	☎ 189(無料)
	人権・子どもホットライン（子ども専用） （午前9時～午後8時）	神奈川県福祉子どもみらい局子ども家庭課	☎ 0466-84-1616
高齢者 障がい者	子ども家庭110番（午前9時～午後8時）	神奈川県中央児童相談所	☎ 0466-84-7000
	子どもの人権110番	法務省全国共通フリーダイヤル	☎ 0120-007-110
	高齢者虐待専門相談窓口	藤沢市高齢者支援課	☎ 0466-25-1111
	障がい者虐待防止センター	藤沢市障がい者支援課	☎ 0466-25-1111
女性	女性相談支援員によるDV相談	藤沢市生活援護課	☎ 0466-50-3572
	女性相談支援員によるDV相談	神奈川県配偶者暴力相談支援センター	☎ 0466-26-5550
男性	DV被害者の方の相談	神奈川県配偶者暴力相談支援センター	☎ 045-662-4530
	DVに悩む方の相談		☎ 045-662-4531
	DVに悩む男性のための電話相談 （毎週月曜午前11時～午後4時）	一般社団法人神奈川人権センター	☎ 045-758-0918
	親密な人からの暴力に悩む男性やLGBTQの ための電話相談（毎週火曜午後7時～9時）	特定非営利活動法人 SHIP	☎ 045-620-7711
犯罪被害者等	犯罪被害に関する相談窓口	かながわ犯罪被害者サポートステーション	☎ 045-311-4727
	性犯罪・性暴力被害に関する相談窓口	かながわ性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター	☎ #8891 ☎ 045-322-7379 LINE ID: @171vtizt 
	男性及びLGBTs被害者のための専門相談 ダイヤル（毎週火曜午後4時～8時）	「かならいん」	☎ 045-548-5666
セクシュアル マイノリティ	かながわ性的マイノリティ相談LINE	神奈川県共生推進本部室	LINE ID: @kanagawa-LGBTQ 
	かながわSOGI派遣相談	神奈川県共生推進本部室（受付）	☎ 045-210-3637
	SHIP・ほっとライン（毎週木曜午後7時～9時）	特定非営利活動法人 SHIP	☎ 045-548-3980
インターネット	インターネット上の誹謗中傷専門相談	神奈川県共生推進本部室（受付）	☎ 045-210-3637
ヘイトスピーチ	ヘイトスピーチ専門相談	神奈川県共生推進本部室（受付）	☎ 045-210-3637

人権相談

ひとりで悩まず
ご相談ください



藤沢市では、人権擁護委員による人権相談を行っています。
人権擁護委員は身近な相談パートナーとして、さまざまな人権の相談に応じています。

とき 第2・第4金曜日 午後1時～4時(祝日・年末年始を除く)

ところ 藤沢市役所 本庁舎4階 市民相談室

秘密は
守ります



『人権擁護委員』の活動

人権擁護委員は地域の中で人権を大切にすることを広め人権擁護活動を行うために法務大臣から委嘱された民間の方々です。

藤沢市では市内各地区等から選出された人権擁護委員がさまざまな人権啓発活動を行っています。

発行：藤沢市企画政策部 人権男女共同平和国際課 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話：0466-50-3501 FAX：0466-50-8436

ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針（藤沢市人権施策推進指針改定版）

2026年（令和8年）4月

ホームページはこちら 



わたしたちは
一人ひとり違った人間で
生き方や考え方も
人それぞれです

お互いの違いを認めあい
尊重しあいながら
共に生きる社会を実現
するためには

すべての人が
自分の人権と同じように
自分以外の人の人権を
尊重する意識を持つことが
大切です

ふじさわ

人権文化をはぐくむ
まちづくり

人権とは...

好きなことを学び
自由に職業を選び、好きなところに住み
人種や性別、社会的身分などによって
不平等な扱いを受けないこと
こういった
「人間が人間らしく生きることのできる権利」を
人権といいます



藤沢市

身近なところから差別や人権侵害をなくすために、まずは一人ひとりが問題に気づく人権感覚をはぐくみましょう

1 ジェンダー平等

「男は仕事、女は家庭」と性別で固定的に役割を決めつけることは生きづらさにつながります。
誰もが性別に関わらず人権が守られ、能力が発揮できるジェンダー平等社会をめざしましょう



2 子ども

国では「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者の意見を聞きながら子ども施策を進めています。
すべての子どもが健やかに成長でき、幸せな生活を送ることができるよう、社会全体で見守りましょう。



3 高齢者

高齢者が社会的に孤立したり、振り込め詐欺などの犯罪に巻き込まれる問題が起きています。
誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らす「地域共生社会」の実現が必要です。



4 障がいのある人

障がいの有無によって差別されることがなく、お互いの人格と個性を尊重しあいながら、ともに生きる社会の実現をめざしています。
障がいを理由とする差別や虐待は許されない行為です。



5 部落差別（同和問題）

特定の地域の出身者という理由で日常生活において差別を受ける日本固有の人権問題で、インターネット上の人権との複合差別に変化しています。
部落差別（同和問題）を正しく理解し差別や偏見をなくしましょう。



6 外国につながる人

外国につながる人は、文化や宗教、生活習慣の違いから、差別や偏見を受けることがあります。
国籍に関係なく、同じ人間として互いの文化を認めあう「多文化共生」への理解を深めましょう。



7 患者等

疾病等に関する誤った知識や理解不足から、患者やその家族が日常生活を送れないほどの差別や人権侵害を受けることがあります。
差別や偏見を防ぐには、正しい理解と冷静な判断が必要です。



8 ビジネス

企業活動における人権尊重が求められています。従業員はもちろん、顧客や消費者など事業活動に関わるすべての人の人権尊重が必要です。
また職場におけるさまざまなハラスメントへの対策も重要です。



9 犯罪被害者等

理不尽に心や身体を傷つけられたり、家族や財産を奪われるなどの犯罪による被害は、ある日突然、誰の身にも起こる可能性があります。
被害者を二重に傷つける配慮に欠けた言動や対応はやめましょう。



10 生活困窮者

さまざまな困難を抱え生活に困窮するなど、人それぞれ課題は異なります。
働き盛りの人が病気で働けなくなったり、雇用悪化で仕事を失うなど、世代を問わず貧困に陥る可能性があります。



11 インターネット

電子通信技術の発達により生活は便利になりましたが、インターネット上での人権侵害が問題となっています。
気軽に情報発信ができるためデマ情報が拡散されることもあります。
情報を読み解く力を身につけましょう。



12 さまざまな人権課題

これまで取り上げた他にも、アイヌ民族、北朝鮮当局による拉致被害者、災害にあった人など、さまざまな人権課題があります。
また、人権課題は社会情勢の変化により多様化・複雑化しています



すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに支えあい、ともに生きる社会を実現するためには、パートナーシップによる取組が大切です

市

人権指針の理念を市民や企業、教育機関、市民活動団体等さまざまな主体と共有するための施策を推進します。

市民

人権指針の理念を共有し、差別をしない・させない、偏見をもたない・もたせないという人権感覚を身につけ、行動します。

企業

企業活動において人権尊重の責任を果たし、あらゆる関係者の人権に対する負の影響の特定・予防・軽減に取り組みます。

教育機関等

発達段階に応じた人権感覚が身につけられるよう、教育活動の機会を通じて地域、行政等と協働し、人権啓発活動に取り組みます。

市民活動団体

NPOやボランティア団体、当事者団体等、さまざまな地域活動の組織運営を通じて人権を尊重した社会づくりに努めます。